

板倉町告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成27年第1回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年5月1日

板倉町長 栗原 実

1. 日 時 平成27年5月8日
2. 場 所 板倉町役場議場
3. 付議事件
  - 1) 議長選挙
  - 2) 副議長選挙
  - 3) 総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任
  - 4) 予算決算常任委員の選任
  - 5) 議会運営委員の選任
  - 6) 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙
  - 7) 館林衛生施設組合議会議員の選挙
  - 8) 館林地区消防組合議会議員の選挙
  - 9) 監査委員の選任について
  - 10) 板倉町固定資産評価員の選任について
  - 11) 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - 12) 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部改正）
  - 13) 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	小 林 武 雄 君	2 番	針ヶ谷 稔 也 君
3 番	本 間 清 君	4 番	亀 井 伝 吉 君
5 番	島 田 麻 紀 さん	6 番	荒 井 英 世 君
7 番	今 村 好 市 君	8 番	小 森 谷 幸 雄 君
9 番	延 山 宗 一 君	1 0 番	黒 野 一 郎 君
1 1 番	市 川 初 江 さん	1 2 番	青 木 秀 夫 君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成27年第1回板倉町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成27年5月8日（金）午後1時30分開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

### 議事日程（第1号の追加1）

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 副議長選挙

日程第 5 総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任

日程第 6 予算決算常任委員の選任

日程第 7 議会運営委員の選任

日程第 8 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙

日程第 9 館林衛生施設組合議会議員の選挙

日程第10 館林地区消防組合議会議員の選挙

日程第11 同意第1号 監査委員の選任について

日程第12 同意第2号 板倉町固定資産評価員の選任について

日程第13 同意第3号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第14 承認第1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部改正）

日程第15 承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）

日程第16 閉会中の継続調査・審査について

---

### ○出席議員（12名）

1番	小林武雄君	2番	針ヶ谷稔也君
3番	本間清君	4番	亀井伝吉君
5番	島田麻紀さん	6番	荒井英世君
7番	今村好市君	8番	小森谷幸雄君
9番	延山宗一君	10番	黒野一郎君
11番	市川初江さん	12番	青木秀夫君

### ○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原	実君
教育長	鈴木	優君
総務課長	根岸	一仁君
企画財政課長	小嶋	栄君
戸籍税務課長	丸山	英幸君
環境水道課長	荻野	恭司君
福祉課長	小野田	博基君
健康介護課長	落合	均君
産業振興課長	橋本	宏海君
都市建設課長	高瀬	利之君
会計管理者	山口	秀雄君
教育委員会 教育事務局長	多田	孝君
農業委員会 農事事務局長	橋本	宏海君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根岸	光男
庶務議事係長	川野辺	晴男
行政安全係長兼 議事事務局書記	小林	桂樹

開 会 (午後 1時30分)

○町長挨拶

○事務局長(根岸光男君) 皆様、こんにちは。

先般執行されました町議会議員選挙におかれましては、ご当選まことにおめでとうございます。

本日は、選挙後初の議会であります。

初めに、栗原町長より挨拶をお願いいたします。よろしく申し上げます。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) ただいま進行のほうから申し上げましたが、改めて私のほうからも町民を代表して、12名の新たな議員各位におかれましては見事当選をされ、議員として今日は初登庁でございますので、心からお祝いを申し上げたいと思います。

そういうことで、非常に時期的には忙しい時期であります。本日臨時会を招集をさせていただきましたところ、議員各位にはお忙しい中ご出席を賜り、まことにご苦労さまであります。今回、町議会の4年に1回の改選ということで、当選に向けての一定期間のご苦労大変だったろうと思っております。選挙疲れもあるかと思ひますし、また選挙に際しての事後処理といいますが、必要な書類等の提出等も含めた事後処理等をされながら、今年は5連休でもあったわけですが、議員各位にはいかがお過ごしになられたでしょうか。

ついおととい、3日ほど前ですが、5月6日立夏だったそうであります。私自身も忙しさの余り、立春あるいは立冬については結構感覚的に思う時期があるわけですが、立夏ということだったわけあります。先週から今週にかけて、例年にも増して夏日が続き、南地区から始まった田植えも順調に進んで、西地区のほうへ広がってきているようであります。

また、先般1万人を超すと言われる、現在は七千七、八百人の死者という報道がありますが、ネパールの大地震以来、ここのところ、この板倉近辺でも地震の回数が多いなと感じておりましたが、ご承知のように箱根・大涌谷の噴火が、その主な原因のように見受けられておまして、全国注視をされている状況であります。御嶽山の、あるいは「みたけやま」、どちらが正解なのかわかりませんが、御嶽山の教訓を生かしながらの予知と規制のあり方に対する難しさが、昨日今日のマスコミの関心の中心になっているようであります。当然観光地でありますから、風評被害が当事者にとっては死活問題であることも十分理解できる場所ではありますが、相手が自然の脅威であればやむを得ないなと、そういう面では同情をする次第であります。

さて、県議選に続いて町議会議員選挙も終わり、本日新たに現職7名、新人5名の議員さんが、こうして当選をされてまいったところでございます。改めてお祝いを申し上げますが、それとともに町民の皆様の期待に応えるよう、またみずからの公約の実行に全力で取り組んでいただくようお願いしたいと思っております。その姿勢こそが次回の評価につながるものと思っておりますので、私からあえて言うまでもなく、今後のご活躍に期待をいたしたいと思っております。

一方、ご承知のとおり全国的な傾向でもあり、全ての選挙に通じる傾向でもあるわけですが、加えて群馬県でも顕著にその傾向があらわれておりますが、今回も投票率が前回と比較をして、町議会選挙も4.75%落ちたという現実がございます。また、特に町村議会では、加えて立候補者も非常に少ない傾向もあり、さらに65歳を超すいわゆる平均年齢という傾向も各町村部ではあるわけでありまして、それを分析して

みると、総じて政治に無関心な層が広がっているという、一方ではそういう面があるかと思いますが、議会に対する期待度が極端に低下をしているということがうかがえるとマスコミ等で論評されていることも事実であります。経済を筆頭とした全ての面でのグローバル化、そして我が国が世界で最も早く突入をする少子高齢化の中で、しかも成熟社会の中での有権者の要望は多岐にわたっています。限られた財源の中で何を優先とするのか、議員各位と議論を重ねながら、非常に課題が大きい当町の運営もかじ取りをしていかなければならないということでもあります。議員各位の健闘とご協力を期待いたしたいと思っております。

本日は、当方からは5議案を上程いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。大変ありがとうございます。おめでとうございました。

○事務局長（根岸光男君） ありがとうございます。

---

#### ○自己紹介

○事務局長（根岸光男君） ここで、この議場におきます正式な対面は初めてでありますので、簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

初めに、執行部側からお願いいたします。

自席で結構でございます。それでは、教育長さんよりお願いいたします。

[執行部、事務局職員自己紹介]

---

#### ○議員自己紹介

○事務局長（根岸光男君） 続きまして、議員さん方より自己紹介をお願いいたします。

仮議席番号1番の亀井議員から、議席番号順をお願いいたします。それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

[議員自己紹介]

○事務局長（根岸光男君） ありがとうございます。

それでは、ここで執行部の方々に申し上げます。この後、議会構成の人事案件が終了するまでの間、退席をお願いしたいと思います。また、時間になりましたらご連絡を申し上げます。

[執行部退席]

---

#### ○臨時議長の紹介

○事務局長（根岸光男君） それでは、本日は一般選挙後初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、青木議員が年長の議員でありますので、青木議員に臨時議長をお願いいたします。

それでは、議長席のほうへお願いいたします。

[年長議員青木秀夫君、議長席に着く]

○臨時議長（青木秀夫君） ただいまご紹介いただきました青木でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

---

○開会の宣告

- 臨時議長（青木秀夫君） それでは、ただいまから平成27年第1回板倉町議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。
- 

○仮議席の指定

- 臨時議長（青木秀夫君） 日程第1、仮議席の指定を行います。  
議事の進行上、仮議席は、ただいまご着席の議席をそのまま指定いたします。
- 

○議長選挙

- 臨時議長（青木秀夫君） 日程第2、議長選挙を行います。  
選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法がよいかお諮りいたします。いかがいたしましょうか。  
はい。
- 仮議席7番（今村好市君） 投票で、例年どおり。
- 臨時議長（青木秀夫君） ただいま投票との声がありますので、投票と決定いたします。  
これより投票を行います。  
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

- 臨時議長（青木秀夫君） ただいまの出席議員は12人であります。  
投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

- 臨時議長（青木秀夫君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

「なし」と言う人あり]

- 臨時議長（青木秀夫君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めます。

[投票箱点検]

- 臨時議長（青木秀夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

これより事務局長に点呼させます。

[投票]

- 臨時議長（青木秀夫君） 投票が終わりましたが、投票漏れはありますか。

「なし」と言う人あり]

- 臨時議長（青木秀夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人には、会議規則第31条第2項の規定により、仮議席1番、亀井伝吉君、仮議席2番、小林武雄君を指名いたします。

それでは、兩名の立ち会いを願います。

[開 票]

○臨時議長（青木秀夫君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 12票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 11票

無効投票 1票

有効投票中

青木秀夫君 6票

延山宗一君 5票

以上のとおりであります。

この法定得票数は3票であります。

よって、青木秀夫君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○事務局長（根岸光男君） それでは、当選されました青木議員さんには、演台のほうに移動していただいて、ご挨拶をお願いしたいと思います。

[仮議席11番（青木秀夫君）登壇]

○仮議席11番（青木秀夫君） それでは、当選の挨拶を申し上げます。

ただいまの選挙の結果、議長に就任することになりました青木でございます。改めてよろしく申し上げます。私も70を超えた高齢者に入っておるわけですし、体力もそれほどあるわけでもないので、今後の議会活動、議会運営に際して皆さんにご迷惑かけることもあるかもしれませんが、その際は皆さんの協力を得て、円滑な活発な議会が運営できるようご協力いただければと思っております。よろしく願いいたします。

今、議会と執行部は車の両輪などというふうに例えられていますが、実態はどうかといいますと、皆さん新議員の方は初めてで、よくまだ経験していないからわからないかもしれませんが、今までの方はよくご存じのとおりだと思っております。車の両輪と言われておるわけですが、実態は世の注意、批判を受けて、今、議会無用論とか、あるいは議会不要論などという声が大きく広がっておるのをよくご存じだと思います。議会と執行部との関係は、利害関係があるわけでもないし、まして敵対関係にあるわけでもないわけですから、もっと執行部の議会への親切な対応というか、丁寧な説明を求めていかない限り、この議会というところで、同じ土俵で執行部と議員が対等と言わないまでも、議論を深めていくことは非常に難しいと思っておりますので、今後は議員一体となって執行部に対して、情報公開の時代でもありますので、情報を議員のほうに丁寧に親切にわかりやすく説明をいただけるよう議員の皆さんと一緒に求めていきたいと思っております。それが、議会本来の役割である行政の監視機能、チェック機能をできるわけで、そうでない限りは、なかなかこの糸



口がつかみにくいので、執行部に対して親切で丁寧な議会对応をしていただけるように強く求めていきたいと思っておりますので、今後皆さんの協力を得て、強く執行部に求めていくつもりですので、ご協力よろしくお願ひします。

今後とも私の力の足りないところは皆さんの力をかりて、議会運営が活発になるようにしていきたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（青木秀夫君） ここで臨時議長から議長に交代いたします。ご協力ありがとうございました。

○議長（青木秀夫君） ここからは、議席については先例により当選回数順とし、当選回数と同じ場合はくじで定めることになっていきますので、ご了承ください。くじを引く順番は、仮議席の番号順に引いていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 2時03分）

---

再 開 （午後 2時09分）

○議長（青木秀夫君） 再開いたします。

---

#### ○議席の指定

○議長（青木秀夫君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と議員の氏名を事務局長より報告させます。

○事務局長（根岸光男君） それでは、申し上げます。

議席番号1番、小林武雄様、議席番号2番、針ヶ谷稔也様、議席番号3番、本間清様、議席番号4番、亀井伝吉様、議席番号5番、島田麻紀様、議席番号6番、荒井英世様、議席番号7番、今村好市様、議席番号8番、小森谷幸雄様、議席番号9番、延山宗一様、議席番号10番、黒野一郎様、議席番号11番、市川初江様、議長、青木秀夫様につきましては12番ということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（青木秀夫君） ただいま局長の報告のとおり議席を指定いたします。

一部議席の入れかえをお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 2時10分）

---

再 開 （午後 2時12分）

○議長（青木秀夫君） 再開いたします。

---

#### ○会議録署名議員の指名

○議長（青木秀夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長が指名いたします。

議席1番 小林武雄君

議席2番 針ヶ谷稔也君

を指名いたします。

---

#### ○会期の決定

○議長（青木秀夫君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期を本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

---

#### ○副議長選挙

○議長（青木秀夫君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票か指名推選のいずれの方法がよいかお諮りいたします。

〔「投票をお願いします」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 投票との声がありますので、投票に決定いたします。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（青木秀夫君） ただいまの出席議員は12人であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（青木秀夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（青木秀夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

これより事務局長に点呼させます。

〔投票〕

○議長（青木秀夫君） 投票が終わりましたが、投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人には、会議規則第31条第2項の規定により、議席1番、小林武雄君、議席2番、針ヶ谷稔也君を指名いたします。

それでは、両名の立ち会いをお願いします。

[開 票]

○議長（青木秀夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

荒井英世君 7票

市川初江さん 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、荒井英世君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（青木秀夫君） ただいま副議長に当選されました荒井英世君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

荒井英世君の挨拶を求めます。

[6番（荒井英世君）登壇]

○6番（荒井英世君） ただいまの選挙によりまして、副議長に選任されました荒井です。改めてよろしく申し上げます。

今後は議長と連携を密にとりながらやっていきたいと思っておりますけれども、特に議会の活性化、それから今ちょっと欠けていると思うのですけれども、議員による政策提案、提言ですか、そういったものを皆さんと議論、協議しながら一生懸命進めていきたいと思っています。

以上、簡単ですけれども、よろしく申し上げます。

○議長（青木秀夫君） ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 2時24分）

---

再 開 （午後 2時36分）

○議長（青木秀夫君） 再開いたします。

---

### ○総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任

○議長（青木秀夫君） 日程第5、総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

事務局長に委員会と委員名を朗読させます。

○事務局長（根岸光男君） それでは、朗読いたします。議長、青木秀夫さんにつきましては、総務文教福祉常任委員になるということで申し合わせになっております。

総務文教福祉常任委員会	市川初江議員	小森谷幸雄議員
	今村好市議員	小林武雄議員
	島田麻紀議員	青木秀夫議員
産業建設生活常任委員会	黒野一郎議員	延山宗一議員
	荒井英世議員	本間清議員
	針ヶ谷稔也議員	亀井伝吉議員

以上、報告をいたします。

○議長（青木秀夫君） お諮りいたします。

ただいま報告申し上げたとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 2時38分）

---

再 開 （午後 2時45分）

○議長（青木秀夫君） 再開いたします。

### ○常任委員長及び副委員長の選任

○議長（青木秀夫君） 各常任委員会の正副常任委員長が互選され、その結果が届いておりますので、報告いたします。

総務文教福祉常任委員長	市川初江さん
同副委員長	島田麻紀さん
産業建設生活常任委員長	延山宗一君
同副委員長	本間清君

以上のとおりです。

### ○予算決算常任委員の選任

○議長（青木秀夫君） 日程第6、予算決算常任委員の選任を行います。

予算決算常任委員は、定数12名であります。選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議員全員を指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、議員全員を常任委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 2時47分）

---

再 開 （午後 2時51分）

○議長（青木秀夫君） 再開いたします。

---

#### ○予算決算常任委員長及び副委員長の選任

○議長（青木秀夫君） 予算決算常任委員会の正副常任委員長が互選され、その結果が届いておりますので、報告いたします。

予算決算常任委員長 今 村 好 市 君

同副委員長 亀 井 伝 吉 君

以上のとおりです。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 2時52分）

---

再 開 （午後 2時57分）

○議長（青木秀夫君） 再開いたします。

---

#### ○議会運営委員の選任

○議長（青木秀夫君） 日程第7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務文教福祉常任委員会、市川初江さん、小森谷幸雄君、産業建設生活常任委員会、延山宗一君、黒野一郎君、予算決算常任委員会、今村好市君、小林武雄君、合計6名の方をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 2時58分）

---

再開 (午後 3時06分)

○議長(青木秀夫君) 再開いたします。

---

○議会運営委員長及び副委員長の選任

○議長(青木秀夫君) 議会運営委員会の正副委員長が互選され、その結果が届いていますので、報告いたします。

委員長に黒野一郎君、副委員長に小森谷幸雄君、以上のとおりです。

---

○邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙

○館林衛生施設組合議会議員の選挙

○館林地区消防組合議会議員の選挙

○議長(青木秀夫君) お諮りいたします。

日程第8から日程第10までは、一部事務組合議員の選挙関係であり、関連がありますので、一括で行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長(青木秀夫君) 異議なしと認め、一括して行います。

事務局長より、日程第8から日程第10までを一括して説明させます。

○事務局長(根岸光男君) それでは、ご説明申し上げます。

日程第8から日程第10までは、一部事務組合議員が平成27年4月30日で任期満了になったことに伴うための組合議員の選挙でございます。

なお、選出の方法ですが、一部事務組合の規約に「組合の議会の議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙する」と規定されておりますので、申し添えます。

日程第8、邑楽館林医療事務組合ですが、館林市と邑楽郡各町で構成されておまして、組合議員の定数は14人です。組合議員の内訳は、館林市が4人、各町が2人ずつです。

日程第9、館林衛生施設組合ですが、館林市と板倉町、明和町、千代田町で構成されております。郡内の大泉町、邑楽町は入っておりません。組合議員の定数は10人です。組合議員の内訳は、館林市が4人、各町が2人ずつです。

日程第10、館林地区消防組合ですが、館林市と板倉町、明和町、千代田町、邑楽町で構成されており、郡内の大泉町は入っておりません。組合議員の定数は11人です。組合議員の内訳は、館林市が3人、各町が2人ずつです。

以上、説明いたします。

○議長(青木秀夫君) 局長の説明が終わりました。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認め、指名推選に決定いたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔直接議長が指名しちゃうん〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 議運で選任するのです。

○事務局長（根岸光男君） 議運で選任をして、議長が推選ということです。

○議長（青木秀夫君） 異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 3時10分）

---

再 開 （午後 3時20分）

○議長（青木秀夫君） 再開いたします。

それでは、一部事務組合議員に次の方を指名いたします。

初めに、日程第8、邑楽館林医療事務組合議会議員に、今村好市君、市川初江さんを指名推選したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第9、館林衛生施設組合議会議員に、小森谷幸雄君、荒井英世君を指名推選したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第10、館林地区消防組合議会議員に、黒野一郎君、延山宗一君を指名推選したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

ただいま各組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 3時22分）

---

〔執行部入場 午後 3時40分〕

再 開 （午後 3時47分）

○議長（青木秀夫君） 再開いたします。

---

○諸般の報告

○議長（青木秀夫君） ここで諸般の報告をいたします。

事務局長より報告させます。

○事務局長（根岸光男君） それでは、ここで報告申し上げます。

お手元に配付いたしました議会構成が決まりましたので、ここで報告をさせていただきます。

議長、青木秀夫議員、副議長、荒井英世議員。

総務文教福祉常任委員会、委員長に市川初江議員、副委員長に島田麻紀議員、委員に小森谷幸雄議員、今村好市議員、小林武雄議員、青木秀夫議員。

次に、産業建設生活常任委員会、委員長に延山宗一議員、副委員長に本間清議員、委員に黒野一郎議員、荒井英世議員、亀井伝吉議員、針ヶ谷稔也議員。

次に、予算決算常任委員会、委員長に今村好市議員、副委員長に亀井伝吉議員、委員に市川初江議員、黒野一郎議員、小森谷幸雄議員、延山宗一議員、荒井英世議員、本間清議員、小林武雄議員、針ヶ谷稔也議員、島田麻紀議員、青木秀夫議員。

議会運営委員会、委員長に黒野一郎議員、副委員長に小森谷幸雄議員、委員に市川初江議員、延山宗一議員、今村好市議員、小林武雄議員。

一部事務組合ですが、邑楽館林医療事務組合、市川初江議員、今村好市議員。

館林衛生施設組合、小森谷幸雄議員、荒井英世議員。

館林地区消防組合、黒野一郎議員、延山宗一議員。

以上でございます。

○議長（青木秀夫君） 諸般の報告を終わります。

---

#### ○同意第1号 監査委員の選任について

○議長（青木秀夫君） 日程第11、同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小森谷幸雄君の退席を求めます。

[8番（小森谷幸雄君）退席]

○議長（青木秀夫君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、早速同意第1号 監査委員の選任についてということで、その提案理由を申し上げます。

本案につきましては、議会選出による青木秀夫監査委員の議員任期が、平成27年4月30日をもって満了となったため、新たな議会選出による監査委員を選任するものであります。

氏名、小森谷幸雄君、生年月日、昭和22年7月7日、住所、板倉町大字海老瀬4800番地の1を選任いたしたいと思いますので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

この件につきましては、過日の選考過程で議会より選出をいただいたというようなこともございますので、改めてこちら側からの説明はいたしません。



○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

これより同意第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

小森谷幸雄君の入場を求めます。

〔8番（小森谷幸雄君） 入場〕

---

#### ○同意第2号 板倉町固定資産評価員の選任について

○議長（青木秀夫君） 日程第12、同意第2号 板倉町固定資産評価員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君） 登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、同意第2号であります。板倉町固定資産評価員の選任についてということでもあります。

本案につきましては、議会の同意を得て、固定資産を適正に評価できる者として、戸籍税務課長の職にあった根岸一仁君が務めておりましたが、さきの人事異動により戸籍税務課長の職を退くこととなったことを受け、同日付で固定資産評価員を辞職したい旨の願いがあり、これを承認いたしましたところであります。

このため、新たに戸籍税務課長となった丸山英幸君、生年月日、昭和37年11月20日、住所、板倉町大字粕谷1752番地の1を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

この件につきましても、ただいま選任理由を申し上げたそのものでございますので、改めた説明は、これ以上の説明はございません。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

これより同意第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり承認されました。

---

○同意第3号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（青木秀夫君） 日程第13、同意第3号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、同じく同意第3号であります。板倉町固定資産評価審査委員会の委員の選任であります。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の小島輝男氏が平成27年3月29日に死亡し、欠員が生じたことに伴う後任者の人事でございます。

後任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、氏名、鈴木喜一郎君、生年月日、昭和23年7月28日、住所、板倉町大字板倉1630番地を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めらるものでございます。

鈴木喜一郎君は、人格は誠実で、地域におかれましても信望が厚く、町行政にも精通していることから、適任者として選任したいと存じます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間である平成28年9月19日まででございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

この件につきましても、同じく課長の説明はございません。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

これより同意第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり承認されました。

---

○承認第1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部改正）

○議長（青木秀夫君） 日程第14、承認第1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部改正）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 承認の第1号であります。専決処分事項の承認についてということで、括弧として板倉町の税条例等の一部改正ということになります。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の、国の法律の施行に伴い、板倉町税条例におきまして改正の必要が生じたので、平成27年3月31日に専決処分をさせていただいたものであります。

今回の主な改正でございますが、住民税におきましては、住宅ローン減税を3年間従来よりも延長したことと、ふるさと納税の控除限度額を拡充するとともに、申告手続の簡素化を図っておるということでありまして、既にマスコミ等でも先行周知がされているところであろうと思っております。

軽自動車税におきましては、一定の環境性能を有する軽自動車については、税率を軽減するグリーン化特例を導入いたしました。また、2輪車及び小型特殊自動車の税率の引き上げ時期を、平成27年度から平成28年度に1年間延長いたしております。

固定資産税におきましては、土地の負担調整措置を引き続き3年間延長する措置を講じております。

施行日については、平成27年4月1日からでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

この件につきましても、同じく上位法の変更により、いわゆる是正措置ということでの町条例の改正でありますので、課長の説明はございません。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

#### ○承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（青木秀夫君） 日程第15、承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 同じく承認の第2号であります。専決処分事項の承認ということについてであります。内容は、板倉町国民健康保険税条例の一部改正ということであります。

本案につきましては、同じく平成27年度税制改正により、国民健康保険税において改正の必要が生じたので、平成27年3月31日に専決処分をさせていただいたものであります。

今回の改正の内容であります。課税限度額等をそれぞれ引き上げ、被保険者間の負担の公平を図るとと

もに、軽減判定所得基準を見直し、低所得者に係る保険税軽減の拡充を図ったものでございます。

施行日は、平成27年4月1日からでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

同じく上位法の改正に伴う改正ということでもありますので、ただいま説明をいたしましたところでありまして、課長の説明はありません。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより承認第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

#### ○閉会中の継続調査・審査について

○議長（青木秀夫君） 日程第16、閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました文書表のとおり閉会中の継続調査・審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認め、委員長の申し出のとおり決定いたしました。

---

#### ○町長挨拶

○議長（青木秀夫君） 以上で議事の全部が終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） ただいまは、上程をいたしました5議案賛成をいただき、ありがとうございました。また、議会の構成も先ほど行われたわけですが、新たに青木議員さんが議長に、また委員長に各議員さん就任をされたようでございますので、ともども皆様方にお祝いを申し上げますとともに、それぞれ議会のかなめとして、二代表制を踏まえた公平、公正、活発な議会運営に手腕を発揮されますよう期待をいたすところであります。

先ほど青木議長さんから、わかりやすい議会に対しての説明を強く求められたわけですが、これに

については言われるまでもなく、同感であるといったものについてはできる範囲内で、できる限りというか、わかりやすい説明をいたすよう心がけてきておりますし、またさらにそれを強めてまいりたいというふうに思っておりますが、逆に議員皆様も新人の皆様とはいえ、最低限の議会に対する勉強もしていただければというふうに思っておりますし、また公平、公正な立場から、情報公開を踏まえた積極的な開示も、物によって違うわけではありますが、してまいりたいというふうに思っております。

また、町民から見た開かれた議会ということ副議長さんおっしゃられたわけではありますが、それそのものこそ議会皆様方が合意をして、積極的にやっていただくことを町民の皆様は望んでいるはずでありますので、ぜひ今日申し述べられたことを忘れることなく、積極的な開示を進めて、開かれた議会を進めていただければということで、我々も積極的に協力をしたいというふうに思っております。

連休もこうして明けまして、先ほどの冒頭のご挨拶でも申し上げましたが、地方統一選のまさに4年に1回の忙しさも一段落をしたと言ってもいいと思います。いよいよそれぞれの持ち場での役目に専任できる状況になりましたので、各般にわたり積極的にご活躍くださいますよう祈念を申し上げたいと思っております。

例年どおり6月定例会を初め、町の諸行事、諸事業も次々と展開される計画になっておりますので、今まで以上に、いろんな先ほどもお話が出ましたが、執行部と議会とは敵対関係にあるとは一切私も就任以来思ってもおりませんので、ぜひそういう意味ではともに議論をし、また協力し合うところは協力し合いながら、よろしく願い申し上げたいと思っております。

本日の臨時会に当たり、皆様方に長時間ご足労いただきましたことに感謝を申し上げて、ご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

---

#### ○閉会の宣告

○議長（青木秀夫君） 以上をもちまして平成27年第1回板倉町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 4時08分）